

令和元年度第5回補助金等審議会 会議録

日 時：令和2年3月11日（水）15時35分～16時30分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東淵則之会長、太田響子委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

欠席者：佐藤清志委員

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

（1）第4回会議録の確認

まず第3回の会議録の確認を行った。その内容をもって市のホームページに掲載した。議事に入り、平成18年11月策定の伊予市補助金等の見直し基準の検証を行い、意見を頂いた。その後、これまでの審議会の経過、補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）の骨子について説明を行い、意見を頂いた。最後に審議会日程を確認し、会を閉じている。

（2）補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）について

（事務局）

伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）を説明する。

前回骨子として提示したガイドライン（案）に内容を加えたものとなる。表紙をめくって左側、目次とあり、1から4まで項目立てをしている。1ページ「はじめに」は、合併後15年となる市における補助金見直しの必要性やこれまでの経過を記載している。2ページから補助金に関する基本情報となる。まず

（1）補助金の定義として、地方自治法に始まる定義から順に記載している。3ページに（2）補助金の分類及びガイドラインの適用範囲をまとめている。前回資料から小分類は大きく変更している。制度的補助金、協調的補助金、施策的補助金、奨励的補助金、その他に分類し、それぞれの項目の説明を加えている。振り分けの方法は4ページにあり、大きく分けていく形としている。小分類の説明にあるとおり、市が取り組むべき事業の肩代わりでやられているものは施策的補助金、任意の活動ではあるものの、例えば市が賛同したものは奨励的補助金として区別している。

次年度以降、全ての補助金等について、この小分類の1から8に当てはめたいと考えている。このうち、本ガイドラインを適用する範囲、つまり要綱制定や見直しを行う対象を太枠で囲んでいる。小分類の5から8に限った想定とし

ており、1から4は内容の把握の必要はあるものの、廃止縮小までは言及できないものと想定している。

5ページ、(3)分類別の補助金における現状と課題について、それぞれの現状と課題をまとめている。6ページから具体的な補助基準を記している。補助金交付要綱の整備手法は現行の手順と変わらないが、変更する点として、8、9ページにある事業計画書と事業報告書の中の「事業効果(成果)」の欄の追加がある。これまでの審議会でも効果そのものが確認できないという課題があったので、新たに申請書に記入してもらうこととする。また、収支予算書と収支決算書について、全体の予算額や決算額の欄に補助事業分の欄を追加している。第3回補助金等審議会の際、個々の補助金の内容を諮る中で、補助金がどの部分に入っているのか分からないという意見があったこと、また本ガイドラインの2ページ、補助金等の定義内にある補助金の一般的な性格として、③交付された金銭について用途が特定されるものとあることから、現状用途が不明となっており、明記を促すこととしている。6ページ下段にあるとおり、客観的に公益上必要があると示す必要があることから、公開を前提とし、その前段として、予算編成時には7ページにある補助金等チェックシートを予算編成時に事前提出してもらい、後に公開資料として活用することを考えている。予算編成の際、所管課からこういう補助が必要であるという資料になる。10ページ、4具体的な補助見直し基準、ここでは従来の見直し基準から、基本的な考えの部分を中心に抜粋している。前回の審議会であった、個々の廃止基準や縮小基準で判断する方法もあるものの、各課判断によりとらえ方が異なる現状を見ると、先ほどの効果の記入や用途の明確化、公開の辺りからのスモールスタート、小さなところから始め、状況に応じて見直しを行うやり方をしてはどうかと考え、詳細項目をあえて外した。以上が今回の提示案となる。

(会長)

事務局から、補助金等の取り扱いに関するガイドライン(案)について説明があった。質問や意見はあるだろうか。

(委員)

最後のところ、「スモールスタート」という部分が理解できなかったので、補足を願いたい。

(事務局)

資料10ページの(4)予算への反映という部分について。前回の見直し基準で言えば、効果が薄れているものや補助の目的が達成されたもの、そういう廃止や縮小という項目を逐一チェックしながら各課で判断し、予算へ反映するというものであったが、前回提示したとおり、廃止や縮小の項目に複数該当している

にもかかわらず、予算が計上され執行されている。それならば、見直し基準の項目にあまり重きを置いてもうまくいかないのでは、という判断から、まず効果の検証をする。これまで何度も「効果」という言葉がありながら効果の記入欄がなかったので、そこを記入する。効果を記入して、具体的な内容が今後付加されて来ようと思うのだが、まずはそこから始める。そして事業補助対象に合致したものを書いてもらう。後々には飲食費を認めないなど付加して、真に必要な補助をしたいと考えているのだが、急に変更するのは難しいので、まずはそういう記入の仕方を変更して、補助金について認識してもらう、そういう形でスモールスタートと表現した。

(委員)

私はガイドラインを見て、とても分かりやすく、これまでの審議会で取り上げてきた問題点がうまく検証できるフローチャートになっているという印象を受けた。特に、これまで事業の効果を検証するという点がぼやけていたのだが、補助金を受ける側も交付する側も、両者が効果を意識するという、そういう意識付けになるようなガイドラインになっており、評価したいと思う。今後このガイドラインがうまく活用されることを期待する。

(委員)

今委員がおっしゃったとおり、全体としては、これまでの議論を反映し、フローチャートなど分かりやすく整理されていると感じた。

一点お伺いしたい。6ページ、3具体的な補助基準の中の「補助金交付要綱」であるが、伊予市の補助金要綱というのは、一般的なものがあるのではなく、個々それぞれの補助金を各課が要綱を作っているということだろうか。

(事務局)

お見込みのとおり、各課が要綱を作っている。

(委員)

各課が作る交付要綱というのは、内部の要綱であり、証拠書類に当たるものだと思うのだが、それとこのガイドラインとの関係性はどうなっているのか。ガイドラインがあって、それに基づいて各補助金の交付要綱を見直すという順番の位置付けだと思うのだが、通常は一般的な要綱、あるいは条例とか規則とか補助金全体に関する一般的な法令や規則という形で整備している自治体も多いと思う。そういう可能性はあるのかどうか気になったので、ここで伺いたい。

(事務局)

補助金とは異なるのだが、市の施設の使用料に関して、市内の公共施設を使用するとき使用料を払うものがあり、個々個別の施設に対しそれぞれ条例を

定め、いくらとなっている。市によっては、施設条例という一つの条例の中に、公の施設にはこういう施設があって、使用料はそれぞれいくらと設定しているところもある。伊予市は補助金も同じ形であり、必要が生じれば要綱を作って予算を上げ、執行するという繰り返しになっており、言わば補助金の数だけ要綱があるということである。

これまでの要綱を全て、例えば一つの大きな補助金要綱にまとめることも可能ではあると思うのだが、実は使用料についても同じ議論があった。使用料条例も一本化すれば一つの条例で管理しやすいのだが、法制担当からそれぞれの条例を組み立てている職員に汗をかいてもらい一本にしてもらうメリットがあまりないということであった。補助金要綱についても同じことになると思う。

ただ、今申し上げている一般的な要綱について、今は文字で留意点となっているのだが、要綱を作る際に、これまでの要綱を参考につくろうとすると、このガイドラインとは異なる要綱ができる恐れもあるので、例えば補助金交付要綱を作成する場合は、例を示し、こういった例を基本に作ってください、見直してくださいという内容を設ければ、それをベースに要綱が制定されると思うので、例示を入れ、その要綱案に合わせてもらうやり方を取りたいと思う。至急検討し、進めることとする。

(委員)

ありがとうございます。とりあえずここでは、一委員の意見として、透明性を求めて公開をするということであれば、一般的な要綱ではなく、条例まではいかなくても規則という形、法令に準ずるものという形で取りまとめるべきということを申し上げる。

(事務局)

今ご意見いただいた「透明性」という部分は非常に大事であると思うので、今の意見を含めて検討したいと思う。

(会長)

ほかに意見や質問はないだろうか。

全体的にはガイドラインは大変コンパクトに、内容も非常に濃くまとまっており素晴らしいと感じた。その上で、私なりに少し深めていただきたい箇所があったので提案させていただく。

2ページ、補助金等の定義とあり、地方自治法第232条の2を引用されているのだが、その後、「市の行政目的を達成する上において有益であること」とある。以前にも補助金には理念が必要ではないかと申し上げた。伊予市として補助金の理念をどう考えるかということである。補助金を利用してもらうことに

より、どういう効果を期待するのかを含めて、何か透けて見える表現ができないかと考える。今の補助金は、まさに現状維持的なイメージが多いように思う。市としても時代がどんどん変わっていくに合わせて、市民あるいは団体の方に新たなアイデアをどんどん出していただいて、市を挙げてその時代の先に行くような、そこまで行くかどうかは分からないものの、そういう取組を惹起していくことが一つの狙いかなと思う。したがって、この補助金の理念のところにそういう表現ができないかと思う。「市の行政目的を達成する上において有益である」という一文はあるのだが、市の補助金に対する思いを、この一行の中に単語一つでもいいので付け加えていただきたいと思う。それを例に基づき各部局で判断していく、新たな市民の取組を聞き出していき、そういう補助金が市の意向なんだという判断ができるようにしてもらいたいのではないかと思う。積極的とか未来志向的とかいうイメージで言えば、新たに事業を始めることに対しては補助するというのを基本線として出していきのいいのではないかと思う。もちろん現状維持的な、敬老会の様々な活動等もあるので、常に新しい提案は難しいかもしれない。しかし、5年くらい経ったときに、次はちょっと変えてくださいとなるよう、常にリニューアルするというか、時代に合わせた新しい補助金の使い方を提案して、地域の人たち、そして皆さんが有益な活動をしていただけるよう、皆さんが考えていくことを期待するという、申請される方がそう思えるような補助金のあり方であるといいのではないかと思う。理念の部分で市の思いをもう少し出していただきたい。

2点目は3ページ、施策的補助金の5番、6番の説明の内容である。「行政目的を達成するため、市が主体的に取り組む事業又は関与すべき事業に対して、全額又は一部を補助するもの」となっている。これは小分類で言う6番の説明としては適切であると思うのだが、5番、団体に対する政策的補助金の説明部分が抜けていると思うので、文言を一部追加してもらおう。例えば「関与すべき事業に対して」の後に「また当該事業を主として行う団体等の運営に対して」と文言を一言入れていただくと、団体の施策的補助金もカバーできるのではないかと思う。

次に、小分類の8番その他、これも太枠で囲われているのだが、その説明が5ページにないので、正直よく分からないなと思った。どういうものがその他になるのか、少し説明があればより分かりやすくなると思う。

最後に7ページ、補助金等チェックシート、これもほぼこういう方向になっていると思うのだが、「期待される効果」の部分にKPIの設定を求めているかどうかと考える。補助金の初期の目的、効果を生んだか否か、客観的に判断できる指標を、補助金等の予算申請段階で書いてもらいたいということである。その後補助

金が適正に使用され、そして成果を生んでいるかどうか、その達成具合をKPIでチェックすることが可能となると思う。もちろん達成具合のみで補助金の成否を判断するわけではないが、成果のチェックとしては、明確な指標を求めていくことも必要ではないかと思う。KPIの設定を合わせて求めるというチェックシートの改善がよいのではないかと考える。

以上4点提案する。何らかの検討、また回答をいただければと思う。

(事務局)

まず一点目の市の理念について。おっしゃるとおり、各課では補助金を出すまでの労力、今までないものを作らないといけないということで労力がかかると思うのだが、一旦出してしまうと、その後は決まったものだから毎年出すという考えがあろうと思う。やはり常に必要かどうかという点を検証するという意味も踏まえたい。以前の審議会でも例を出したとおり、例えば一定の魚種の稚魚の放流を毎年行う。10年経ってその魚種が地場産品として育ったというのであればいいのだが、その魚種が収穫できないのであれば、やり方を変える必要がある。毎年やっているから今年もやるというのが良いのかどうか、どこかで区切る必要はあると思う。単年では成果や効果が出ないこともあろうと思うが、そういう何らかの仕掛けを、理念というおっしゃっていただいたところを決めたいと考える。

3ページの分類のところはご指摘のとおりである。今は事業補助の意味合いしかないので、団体補助の部分を加えたいと思う。

8その他については、分類を考えていた中で、当初は7までの検討としていたのだが、どこにも該当しない補助金等はどうすればいいのかという意見もあろうと思ったので、その他を設けた。やはり項目として設けている以上、何らかの説明を加えたいと思う。

最後7ページのKPIのところもご指摘のとおりである。補助金を出す以上、期待される効果が出るべきであり、KPIを設けて具体的な効果を入れるのが非常に有効だと思う。その際、福祉の向上に資するであるとか地域活性化につながるという、概念的な効果、あいまいな効果ではなく、明確な表現とすべきであろうと考える。具体的なKPIの指標を作ることにより、幾分か改善されていくのかなと考えたので、そこには含めたいと思う。

(委員)

よろしいか。すごく細かいところであるが、今気付いた点である。フローチャートで、施策的補助金には団体補助金と事業補助金があるのだが、奨励的補助金については、事業に対してというだけである。奨励的だけど団体に対してという補助金の分類はないのか。公益性が認められる奨励的補助金は全て事業

への補助金なのだろうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、抜け落ちている。確かにNPOなど、市そのものが事業を委託はしていないが、市を活性化しようと団体を立ち上げているのであれば、施策的に育て上げるのではなく、市が後援する意味合いもあろうと思う。

(委員)

奨励的だけど団体補助金というのもありえそうである。

(事務局)

こちらも先ほどの施策的補助金(団体)と同様に、説明を工夫したい。

(3) 次年度の補助金等審議会について

(事務局)

資料は特に用意していない。今ガイドライン(案)に対し意見を頂いたので、頂いた意見を整理し、修正・加筆を施したい。実は後ほど市長への中間報告を考えており、後ほど説明をするのだが、今回は形式上報告を行い、その後先ほどの意見等を追加したいと思う。

できれば次年度の補助金申請から、この新様式、先ほどもスモールスタートと申し上げたとおり、そういうところから始める。必要な箇所早速記入してもらい、翌々年度、令和3年度に何らかの検証ができるよう、準備したいと考えている。

事務局案としては、今年度第3回の補助金等審議会でも個々の補助金を見ていただいたのだが、次年度も一部補助金の内容を深掘りするところもお願いしたいと思う。また、ガイドラインの検証としては、先ほどの分類1から8まで分けていただいたのが、例えば事務局で補助金を分類した結果を示し、そこからフローチャートの振り分けに関し意見をいただくなど、改善に向けて数回審議いただければと考えている。申請状況や記入状況も見ていただきながら、課題の抽出やさらなる改善に向けた提案等を含めて、今回のガイドラインの詳細を定めた形で取り扱いができればと考えている。

次年度は一定落ち着いた頃を考えており、おおむね夏から秋にかけて審議いただきたいというのが、現時点での予定である。

(会長)

事務局から、次年度の本審議会における予定の説明があった。質問や意見はないだろうか。

(4) その他

(事務局)

本日の配布資料は、次第のほか、補助金の見直しについての諮問、補助金等

の見直しについて（中間報告）という資料を用意している。

諮問については、7月5日第1回補助金等審議会において、市長から会長に諮問したものである。審議会に意見を求めるとして、適正な補助金等の交付に関する、新たな基準や仕組みに関することとある。先ほどガイドラインについて一定の形は出ているのだが、本審議会は3年間の任期ということもあり、今回は諮問に対する答申という形ではなく、諮問に対しての中間報告という形を取ってはどうかと考えている。

その内容を補助金等の見直しについて（中間報告）としてまとめている。補助金支出に関する様々な課題が垣間見える状況の中、補助金に対する必要性や期待される効果とその成果をはっきりさせる必要があることから、新しい発想での交付基準を作るということで、ガイドラインの提案に至ったというものである。ガイドラインに沿った運用により、補助金のあり方を見直す契機となり、伊予市が目指す効率的で透明性の高い行財政運営の確立が進展する一助となることを期待するとまとめている。

資料として準備したガイドラインは、伊予市が発出となっているが、ここでは伊予市補助金等審議会としての意見、内容的に伊予市主体で書かれている文章なので、審議会から出す際に多少齟齬はあろうとは思いますが、その点をご容赦いただいた上で、報告としてはどうかと考えている。

（会長）

今説明いただいた形で明記しているとのことである。何か質問や意見はあるだろうか。

特に意見はないようなので、引き続き進めていただきたい。

（事務局）

では、この後市長が来室し、会長から渡していただくこととなる。

繰り返しになるのだが、ガイドラインについては、本日頂いた意見を付け加え、皆さまに確認を取った上で、最終案として出させていただく。来年度のスケジュールについて、我々も人事異動等を挟むので、それに合わせてそのときに合わせてお伺いできればと思う。

〔市長入室後、東淵会長から中間報告〕

（会長）

その他、特にないようであれば、以上で議事を終了する。

ご協力ありがとうございました。

（事務局）

以上をもち、第5回伊予市補助金等審議会の全ての予定を終了した。これにて閉会とする。